

(対大臣・副大臣・政務官) 刑事局 作成  
5月26日(火)衆・法務委 葉梨 康弘 議員(自民)

5問 高検検事長については、任命権者や懲戒権者は内閣、監督上の処分は検事総長が行うこととされているが、今回の処分は一体誰が決めたのか、法務大臣に問う。

〔法務省・検事総長において決定〕

黒川氏の処分については、法務省としては、調査結果を踏まえ、監督上の措置として最も重い「訓告」が相当であると考えた。

そこで、検事長の監督者である検事総長に対し、法務省が行った調査結果とともに、法務省としては「訓告」が相当と考える旨を伝え、検事総長においても、「訓告」が相当であると判断したものの。

したがって、黒川氏の「訓告」の処分内容を決定したのは、飽くまで法務省及び検事総長である。

〔処分前に内閣に報告〕

そして、任命権者である内閣に報告したところ、法務省としての決定に異論がない旨回答を得た。

そこで、改めて、検事総長に対し、「訓告」が相当であることを伝え、検事総長から黒川氏に対し、「訓告」の措置がなされたもの。



総理に対しては、最終的に、調査結果、これを踏まえて処分したこと及び辞意が表明されたのでこれを了解したことを私から報告し、法務省の対応について了承を得たというのが経過である。

なお、法務省及び検事総長が処分を決定するまでの過程において、法務省から、内閣に対し、事務的に、調査の経過の報告、先例の説明、処分を考える上で参考となる事情の報告（注）等を行っている。

#### 〔22日の記者会見の発言〕

22日の記者会見における私の「内閣において決定がなされた」旨の発言は、法務省及び検事総長が「訓告」が相当と決定した後、内閣に報告したところ、その決定に異論がない旨の回答を得たことを申し上げたもの。」

(注)

- ・緊急事態宣言下における法務省の基本的方針
- ・黒川氏のこれまでの勤務状況  
などの背景事情や情状など。

(参考)

○検察庁法

第十五条 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、

その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

○国家公務員法  
(懲戒権者)

第八十四条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

○法務省職員の訓告等に関する訓令（平成16年4月9日  
法務省人服訓第814号）

第2条 訓告等を行う者（次項において「措置権者」という。）及びその権限が及ぶ官職又は職員の範囲は、別表のとおりとする。

別表（抜粋）

措置権者	権限の及ぶ官職又は職員の範囲
検事総長	最高検察庁の職員（検事総長を除く）及び検事長

○法務省職員の訓告等に関する訓令の運用について（依命  
通達）（平成16年4月9日法務省人服第815号）

「3 大臣の任命権に属する職員に対する訓告（第1条  
第2項関係）

訓告は懲戒処分と境界を接する措置であるため、  
大臣の任命権に属する職員に対して訓告を行うこと  
を相当と認める場合には、措置権者は当職あて内儀  
するものとする。」

（参考1）令和2年5月22日記者会見における法務大臣  
発言

記者：黒川検事長に対する処分は、訓告ということですか。  
黒川検事長は、法務省の聞き取りに対して、賭け麻雀を  
したと認めています。一方で、法務省として、賭け麻雀  
をしたと言われたのに、これは賭博罪に当たるものでは

ないということで、この訓告処分をされたのでしょうか。  
森法務大臣：これについては、法務省内、任命権者であります内閣と様々協議を行いました。その過程でいろいろな意見も出ましたが、最終的には任命権者である内閣において、決定がなされたということでございます。

その際、賭け麻雀における過去の処分の例ですとか、刑法の賭博罪と人事院の規則の賭博についての定義の考え方ですとか、刑法の方は刑事処分が関連してまいりますので、人事院規則の方とは全く同じではないという説明も受けました。その中で刑法の賭博罪についても、立件される程度があるという説明もございました。様々なことを総合考慮した上で、内閣で決定したものを、私が検事総長にこういった処分が相当であるのではないかということを申し上げ、監督者である検事総長から訓告処分にするという知らせを受けたところでございます。

記者：関連で、訓告処分について軽すぎるという声があります。法務省にも様々な電話が掛かってきていると思うのですが、その点について大臣のお考えを教えてください。

森法務大臣：今、申し上げましたとおり、事案の内容を踏まえて様々な検討を行った上で、任命権者である内閣、そして監督者である検事総長の方で決定されたものでございます。

(参考2) 令和2年5月21日(木) 夕刻の総理声かけにおける総理発言

Q 総理、黒川検事長が辞表を提出しましたが、その受け止めをお願いします。

A 先ほど、森法務大臣より報告を受けました。黒川検事長から事実関係を確認したので、厳正に処分を行った。その上で、辞表が、辞意が表明されたので、それを、辞意を受けたと、了解をしたという報告がございました。

私としては、この法務省としての対応を了承したところ  
であります。

(参考3) 令和2年5月25日官房長官記者会見(午前)  
記者：話題変わりました、辞職した東京高検の黒川前検事  
長の処分に関して、法務省が国家公務員法に基づく懲戒  
処分が相当を判断したが、官邸が内規に基づく訓告処分  
を決定したという報道がありましたけれども、事実関係  
をお願いします。

菅官房長官：黒川氏の処分については、法務省において令  
和2年5月21日、検事総長に対し訓告が相当と考える  
旨を伝え、検事総長においても訓告が相当であると判断  
して処分をしたと、そのように承知しています。なお、  
同日、法務省から任命権者である内閣に報告があり、法  
務省としての決定につき異論がない旨、回答したところ  
であります。

記者：今の点について伺います。森(法務)大臣は、この  
処分について会見の中で、「最終的には任命権者である内  
閣において決定がなされたということでござます」と説  
明しているのですが、この発言と食い違うんじゃないで  
しょうか。

菅官房長官：法務省の調査結果や黒川氏の処分内容につい  
ては、あくまでも法務省及び検事総長において決定した  
ものと承知しています。その後、法務省から総理や私(官  
房長官)に対して報告があったものであります。

記者：関連です。そうなると、官邸側は、全く処分の決定  
には関与していないということになるんでしょうか。

菅官房長官：今、申し上げたとおりです。